

## 鳥取県給電機能付地震体験車運用要領

### (目的)

第1条 この要領は、地震防災対策の学習及び訓練の一環として広く市民が地震の揺れを疑似体験し、防災意識の高揚を図ることを目的として、鳥取県給電機能付地震体験車「三代目グラットくん」(以下「地震体験車」という。)の管理運用について、必要な事項を定めるものとする。

### (申込み等)

第2条 県内で実施するイベントや防災学習、避難訓練等で地震体験車の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、「鳥取県公式ウェブサイト・とりネット (<https://www.pref.tottori.lg.jp/318108.htm>)」で公開している予約状況を確認の上、原則として利用希望日の3か月前(土日祝日にあたる場合は、その直前の平日)から2週間前(土日祝日にあたる場合は、その直前の平日)までに、鳥取県危機管理部消防防災課(以下「県」という。)が地震体験車の保守管理及び運用業務について委託した事業者(以下「委託事業者」という。)に利用申込書(様式第1号)を提出(電子メール又は郵送)しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、県内の市町村、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合の各消防局及び消防署、鳥取県庁各課(以下「市町村等」という。)が主催、共催又は後援する多数の県民の参加が見込まれる大規模な行事(とっとり防災フェスタ、市町村総合防災訓練等)に係る利用がある場合、市町村等は、原則3か月前(土日祝日にあたる場合は、その直前の平日)までに県へ利用申込書(市町村等)(様式第2号)を提出(電子メールまたは郵送)する。県は、市町村等からの申込を受理した場合は、申込順及びイベントの規模等を考慮し、優先順位を付して委託事業者に調整を依頼する。

### (利用の決定及び取消し)

第3条 委託事業者は前条第1項の利用申込書を営業日(土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで)に受理し、原則先着順で利用者を決定の上、申込者に利用決定確認書(様式第3号)を送付する。なお、同日に利用期間が重なる利用申込書を受理した場合は、委託事業者において公正に抽選を行い、利用者を決定する。

2 委託事業者は、県から前条第2項に基づく利用申込書について調整の依頼を受けたときは、前項の規定に関わらず、県が付した優先順位により利用者を決定する。

3 前項の規定による利用者の決定後であったとしても、次の条件にあてはまる場合は利用決定を取り消せるものとし、申込者が求めた場合は、委託事業者は利用決定取消確認書(様式第4号)を送付する。

(1) 避難所での給電等災害対応の必要がある場合

(2) 車両の修繕及び点検がある場合

(3) 悪天候により安全な使用が見込めない場合

(4) その他、鳥取県消防防災課長が利用決定の取消しが必要であると認めた場合

4 第1項の規定により利用が決定した者(以下「利用決定者」という。)は、利用決定者側の都合により利用を中止する場合、前日(土日祝日にあたる場合は、その直前の平日)の正午までに委託事業者に連絡しなければならない。

### (運転及び起震装置の操作)

第4条 的確かつ安全に運用するため、地震体験車の操作、運転、説明及び乗降補助(以下、「地震体

験車の操作等」という。)は、委託事業者が行う。ただし、第2条第2項に基づく市町村等の利用の場合は、次の条件をいずれも満たす者1人を操作員とし、そのサポートを行う補助員と合わせて計2人を最低要員として地震体験車の操作等を行えることとする。なお、操作員は地震体験車の操作等の前に、補助員と打ち合わせを行わなければならない。

- (1) 準中型免許以上又は平成19年6月1日以前に取得した普通免許を有する者
  - (2) 県が認める地震体験車の操作等の講習(以下「操作講習」という。)を受講し、県が管理する操作員登録台帳(様式第5号)に記載のある者(以下「登録操作員」という。)
- 2 操作講習は、県、委託事業者又は登録操作員が実施するものとする。県以外の者が操作講習を実施した場合は、講習修了者を県へ報告し、県は操作員登録台帳に記載する。なお、登録操作員が操作講習を実施するときは、実施前にその内容を県へ報告し、県の承認を受けなければならない。

(利用上の注意事項及び賠償責任等)

第5条 利用決定者は、利用前に委託事業者と安全確認のための打合せをし、安全管理に努めなければならない。

- 2 安全を確保するため、次のいずれかに該当する者は、原則地震体験車には乗車できない。
  - (1) 飲酒又は酒気を帯びている者
  - (2) 妊婦又は妊娠の可能性がある者
  - (3) 1歳未満児
  - (4) 上記のほか、乗車によって体調不良を誘発する可能性がある者
- 3 上記のほか、1歳以上の未就学児は、原則、保護者が同乗又は監督する場合のみ、地震体験車に乗車できる。なお、保護者が不在の場合は、利用決定者が責任をもって、当該子どもと同乗または監督し、安全管理に努めること。
- 4 故意又は過失により地震体験車を損傷し、又は第三者に損害を与える事故等(以下「地震体験車の事故等」という。)を起こした利用決定者は、事故報告書(様式第6号)を県に提出しなければならない。
- 5 前項に該当する利用決定者は、地震体験車の事故等についての責任を負うものとし、その修繕に要する経費及び損害賠償等に要する経費については、すべて当該利用決定者の負担とする。なお、地震体験車の修繕後は修繕完了報告書(様式第7号)を県に提出しなければならない。

(市町村等による利用)

第6条 市町村等による利用で、委託事業者以外の者が地震体験車の操作等を行った場合は、市町村等が地震体験車の燃料タンクを満量にして運転記録簿(様式第8号)を添えて委託事業者へ返却しなければならない。また、その利用期間中に地震体験車の操作等に要した経費は、すべて当該市町村等の負担とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、地震体験車の運用に必要な事項は、県が定めるものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、令和8年4月23日から施行する。

(経過措置)
- 2 この要領の施行日の前日までに提出された起震車運用要領に基づく借受申請等は、県又は委託事業者が個別に利用決定等を行う。

附 則  
(施行日)

- 1 この要領は、令和8年6月8日から施行する。

## 利用申込書

申請者 住所  
団体（所属）名  
代表者氏名

下記のとおり、地震体験車の利用について鳥取県給電機能付地震体験車運用要領（以下、「運用要領」という。）第2条第1項の規定に基づき申請します。

### 記

#### 1 地震体験実施日時等

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分まで

※車両搬入出可能時間

搬入： 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

搬出： 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

※事業計画やチラシ等があれば添付してください。

#### 2 地震体験実施場所及び体験予定者数

施設名：

住所：

体験予定人数：

※主要道路（国道・県道等）から実施場所までの経路が確認できる地図を添付してください。

#### 3 連絡担当者

所属名：

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

#### 4 その他注意事項について

以下の事項について確認し、□にチェックを記入してください。全てにチェックがない場合は申込ができません。

運用要領第3条の利用の決定及び取消しについて確認しました。

運用要領第5条の利用上の注意事項及び賠償責任等について確認しました。

※イベント保険等に加入される場合は、「地震体験車体験」に適用できることを確認してください。

## 利用申込書（市町村等）

申請者 住所  
団体（所属）名  
代表者氏名

下記のとおり、地震体験車の利用について鳥取県給電機能付地震体験車運用要領（以下、「運用要領」という。）第2条第2項の規定に基づき申請します。

### 記

#### 1 利用希望日時等

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分まで

※車両搬入出可能時間

搬入： 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

搬出： 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

※事業計画やチラシ等があれば添付してください。

#### 2 地震体験実施場所及び体験予定者数

施設名：

住所：

体験予定人数：

※主要道路（国道・県道等）から実施場所までの経路が確認できる地図を添付してください。

#### 3 連絡担当者

所属名：

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

#### 4 地震体験車の操作等

下記の事項について確認し、□にチェックを記入してください。\*の項目にチェックがない場合は申込ができません。

地震体験車の操作等は委託事業者へ依頼します。

運用要領第3条の利用の決定及び取消しについて確認しました。\*

地震体験車の操作等は運用要領第4条を満たす職員が行います。

運用要領第5条の利用上の注意事項及び賠償責任等について確認しました。\*

※イベント保険等に加入される場合は、「地震体験車体験」に適用できることを確認してください。

## 利用決定確認書

申請者 住所：  
団体（所属）名：  
代表者氏名： 様

年 月 日付けでお申込みいただきました鳥取県給電機能付地震体験車の利用等について、鳥取県給電機能付地震体験車運用要領（以下、「運用要領」という。）第3条第1項に基づき下記のとおり利用を決定しました。

### 記

1 利用予定期間  
年 月 日 ～ 年 月 日

2 利用条件  
運用要領等の関係規定を遵守すること。

鳥取県給電機能付地震体験車運用業務委託 事業者  
住所：  
法人名：  
電話番号：  
電子メールアドレス：  
担当者名：

## 利用決定取消確認書

申請者 住所：  
団体（所属）名：  
代表者氏名： 様

年 月 日付けでお申込みいただきました鳥取県給電機能付地震体験車の利用等について、鳥取県給電機能付地震体験車運用要領（以下、「運用要領」という。）第3条第3項に基づき、下記のとおり利用決定を取り消します。

### 記

1 利用予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 主な取消理由

- (1) 避難所での給電等災害対応の必要がある場合
- (2) 車両の修繕及び点検がある場合
- (3) 悪天候により安全な使用が見込めない場合
- (4) その他、鳥取県消防防災課長が利用決定の取消しが必要である認めた場合

※斜体箇所は必要に応じて削除する。

鳥取県給電機能付地震体験車運用業務委託 事業者  
住所：  
法人名：  
電話番号：  
電子メールアドレス：  
担当者名：



## 事故報告書

鳥取県危機管理部消防防災課長 様

申請者 住所  
団体（所属）名  
代表者氏名

次のとおり事故が発生したので、鳥取県給電機能付地震体験車運用要領第5条第4項に基づき、そのてん末を報告します。

## 記

発生年月日時刻		年 月 日 時 分頃					
発生場所							
当 方	車種		車 名				
	年式		登録番号				
相 手 方	車種		車 名				
	年式		登録番号				
	住所						
	氏名		生年月日	年 月 日	性別		
	職業（勤務先）						
被害内容	当 方						
	相 手 方						
事故の概要		(1) 損傷の状況 (2) 損傷の原因 (3) 損傷の箇所 (4) 損傷等の額（見積書等）					
事故処理状況							

## 〔添付資料〕

次の資料を添付すること。

- 損傷箇所、全体の写真
- 事故現場（対物の場合、損傷した物も含む。）
- 事故発生箇所の地図
- 事故状況がわかる見取図（絵）
- その他補足資料

## 修繕完了報告書

鳥取県危機管理部消防防災課長 様

申請者 住所  
団体（所属）名  
代表者氏名

次のとおり修繕が完了したので、鳥取県給電機能付地震体験車運用要領第5条第5項に基づき報告します。

### 記

1 修繕完了日  
年 月 日

2 修繕額  
円

3 検査員職・氏名

#### [添付資料]

次の資料を添付すること。

○修繕箇所、全体の写真

## 運転記録簿

鳥取県危機管理部消防防災課長 様

申請者 住所  
団体（所属）名  
代表者氏名

次のとおり鳥取県給電機能付地震体験車の利用が完了したので、鳥取県給電機能付地震体験車運用要領（以下、「運用要領」という。）第6条第1項に基づき報告します。

## 記

## 1 運転に関する事項

	項目	記載欄
(1)	借受日時	年 月 日 時 分
(2)	返却日時	年 月 日 時 分
(3)	借受時走行メーター	km
(4)	返却時走行メーター	km
(5)	総走行距離	km
(6)	総燃料消費量	ℓ

## 2 操作に係る事項

	項目	記載欄
(1)	操作開始日時	年 月 日 時 分
(2)	操作終了日時	年 月 日 時 分
(3)	延べ操作時間	分
(4)	延べ体験者数	人
(5)	操作員 所属・職・氏名	
(6)	補助員 所属・職・氏名	